



## (許可の欠格事由)

**第七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条第一項の許可を受けることができない。

一 第三十八条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの(許可の基準)

**第八条** 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えないなければならない。

一 製造(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第十二条、第十四条第一項、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の一、第二十二条の三、第二十一一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七一条第一項、第二十七条の三第四項、第二十七一条第一項、第二十七条の四第一項、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第三十九条の六、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項第四号、第三十九条の十五第九条第一号及び第二号、第三十九条の二十第一項第四号、第三十九条の二十二第一項、第三十九条第一項、第八十条第二号及び第三号並びに第八十一条第二号において同じ。)のた

一項第一号及び第二項、第三十九条の二十第一項第四号、第三十九条の二十二第一項、第三十九条第一項、第八十条第二号及び第三号並びに第八十一条第二号において同じ。)のた

## (承継)

**第十一条** 第一種製造者について相続、合併又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。)があつた場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業所を承継した法人は、第一種製

造者の地位を承継する。

前項の規定により第一種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**第十一条の二** 第五条第二項各号に掲げる者(以下「第二種製造者」という。)がその事業の全部を譲り渡し、又は第二種製造者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**第十一条の三** 前二条に定めるもののほか、高圧ガスの製造、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。

**第十三条** 前二条に定めるもののほか、高圧ガスの製造、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

**第十四条** 第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方

法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

**第十五条** 第一種製造者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

**第十六条** 容積三百立方メートル(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三百立方メートルを超える政令で定める値)以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するときは、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガス法第一条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

**第十七条** 第一種貯蔵所の許可を受けたときは、許可を与えなければならない。

**第十八条** 第二種製造者は、第一種の許可に準拠して、その位置、構造及び設備が第八条第一号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

**第十九条** 第一種製造者は、第一種の施設及び設備若しくは製造の方法が第八条第一号又は第二号の技術上の基準に適合していないと認めるとき、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵するときは、この限りでない。

**第二十条** 第二種製造者は、第一種の施設及び設備をすべきことを命ずることができる。

**第二十一条** 第二種製造者は、第一種の施設及び設備が第八条第一号の技術上の基準に適合するものであ

ること。

二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。(許可の取消し)

**第九条** 都道府県知事は、第五条第一項の許可を受けた者(以下「第一種製造者」という。)が正当な事由がないのに、一年以内に製造を開始せよ、又は一年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。限りでない。

**第二十二条** 第二種製造者は、次条第一項又は第十七条の規定により第一種の貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

二 第二項に規定する貯蔵所の所有者又は占有者が当該貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、その技術上の基準に従つて高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずることがで

きる。

**第二十三条** 第二種製造者は、第一種の貯蔵所の設置の許可を受けた者(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない。

**第二十四条** 第二種の貯蔵所の設置の許可を受けたときは、譲受人又は引渡しを受けた者は、第一種の貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継する。

**第二十五条** 第二種の貯蔵所の設置の許可を受けたときは、譲受人又は引渡しを受けた者は、第一種の貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継する。

**第二十六条** 容積三百立方メートル(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三百立方メートルを超える政令で定める値)以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するときは、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガス法第一条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

**第二十七条** 第一種貯蔵所の許可を受けたときは、許可を与えなければならない。

**第二十八条** 第二種製造者は、第一種の施設及び設備若しくは製造の方法が第八条第一号又は第二号の技術上の基準に適合していないと認めるとき、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス第六条の液化石油ガス販

売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵するときは、この限りでない。

**第二十九条** 第二種製造者は、第一種の施設及び設備が第八条第一号の技術上の基準に適合するものであ

ること。

二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。(許可の取消し)

**第九条** 都道府県知事は、第五条第一項の許可を受けた者(以下「第一種製造者」という。)が正当な事由がないのに、一年以内に製造を開始せよ、又は一年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

**第二十条** 第二種製造者は、第一種の施設及び設備が第八条第一号の技術上の基準に適合するものであ

ること。

二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。(許可の取消し)

**第九条** 都道府県知事は、第五条第一項の許可を受けた者(以下「第一種製造者」という。)が正当な事由がないのに、一年以内に製造を開始せよ、又は一年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

ガス販売事業者が液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

第十六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

**第十八条** 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が第十六条第二項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が經濟産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

都道府県知事は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置、構造及び設備が第十六条第二項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

**第十九条** 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、前項の許可に準用する。

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備について經濟産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、前項の工事をしようとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第二種貯蔵所の位置、構造又は設備について經濟産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

は、製造のための施設又は第一種貯蔵所につけられ、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高压ガス保安協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

3 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者は、その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められ、又は次項第二号の規定による検査の記録の届出をした場合にあつては、当該施設を使用することができる。

4 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、「高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出した場合

遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第一項及び第三項の都道府県知事、協会及び指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。

**第二十条の二** 第十五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、次に掲げる設備に係る製造のための施設につき、経済産業省令で定める期間内に前条第一項又は第三項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けるときは、当該設備については、同条第一項又は第三項の完成検査を受けることを要しない。

一 第五十六条の三第一項から第三項までの特定設備検査を受け、これに合格した設備であつて、第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証によりその旨の確認をすることができるもの

二 第五十六条の六の二第一項又は第五十六条の六の一十二第一項の登録を受けた者が製造した設備であつて、第五十六条の六の十四第二項（第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の特定設備基準適合証によりその旨の確認をすることができるもの

**第二十条の三** 第十五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、第五十六条の七第二項の認定を受けた設備であつて、第五十六条の八第一項の指定設備認定証によりその旨の確認をすることができるものに係る製造のための施設につき、第二十条第一項又は第三項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けるときは、当該設備については、同条第一項又は第三項の完成検査を受けることを要しない。

(販売事業の届出)

**第二十条の四** 高圧ガスの販売の事業（液化石油ガス法第一条第三項の液化石油ガス販売事業を除く。）を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の二十日前までに、販売をする高圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一

第二十条の四の二 前条の届出を行つた者（以下「販売業者」という。）が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、販売業者の地位を承継する。

前項の規定により販売業者の地位を承継した者は、遲滞なく、その事實を証する書面を添えることとし、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（周知させる義務等）

第二十条の五 販売業者又は第二十条の四第一号の規定により販売する者（以下「販売業者等」という。）は、經濟産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて經濟産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関する必要な事項であつて經濟産業省令で定めるものを周知せなければならぬ。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十二条の二第二項の特定高圧ガス消費者その他経済産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

都道府県知事は、販売業者等が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができない。

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、販売業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができない。

**第二十一条の六** 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高压ガスの販売をし得なければならない。

都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従つて高压ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

(販売をするガスの種類の変更)

**第二十条の七** 販売業者は、販売をする高压ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(製造等の廃止等の届出)

**第二十一条** 第一種製造者は、高压ガスの製造を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二種製造者であつて、第五条第二項第二号に掲げるものは、高压ガスの製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるものは、高压ガスの製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

販売業者は、高压ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(輸入検査)

**第二十二条** 高压ガスの輸入をした者は、輸入をした高压ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準(以下この条において「輸入検査技術基準」という。)に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 輸入をした高压ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定輸入検査機関」という。)が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た

二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合

三 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合

四 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合

協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるとときは、当該高圧ガスの輸入をした者に對し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第一項の都道府県知事、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査の方法は、経済産業省令で定める。

(移動)

**第二十三条** 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

2 車両(道路運送車両法第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

3 導管により高圧ガスを輸送するには、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてその導管を開設し、及び維持しなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて導管により高圧ガスを輸送するときは、この限りでない。

(消費)

**第二十四条** 圧縮天然ガス(内容積が二十リットル以上百二十リットル未満の容器に充てんされたものに限る。)を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしまなければならぬ。

の又は液化酸素その他の高圧ガスであつて当該ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するため特に注意を要するものとして政令で定める種類の高圧ガス（以下「特定高圧ガス」と総称する。）を消費する者（その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯藏能力が当該特定高圧ガスの種類ごとに政令で定める数量以上である者又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受ける者に限る。以下同じ。）は、事業所ごとに、消費開始日の二十日前までに、消費する特定高圧ガスの種類、消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 第十条の二の規定は、特定高圧ガスを消費する者（以下「特定高圧ガス消費者」という。）に準用する。

**第二十四条の三** 特定高圧ガス消費者は、消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 特定高圧ガス消費者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をしなければならない。

3 都道府県知事は、特定高圧ガス消費者の消費のための施設又は消費の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するよう消費のための施設を修理し、改造し若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずることができる。

**第二十四条の四** 特定高圧ガス消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、消費のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 特定高圧ガス消費者は、特定高圧ガスの消費を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**第二十四条の五** 前三条に定めるものの外、経済産業省令で定める高压ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

**(廃棄)**

**第二十五条の二** 経済産業省令で定める高压ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

**(経済産業省令への委任)**

**第二十六条** 第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

**2** 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。

**3** 第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。

**4** 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

**(保安教育)**

**第二十七条** 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

**2** 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができない。

**3** 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

**4** 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は



（製造保安責任者試験及び販売主任者試験）

**第三十一条** 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、この法律若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずることができる。

2 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、第二十九条第一項に規定する製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類ごとに、毎年少なくとも一回、経済産業大臣又は都道府県知事が行う。

3 協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行う講習の課程を修了した者については、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の全部又は一部を免除する。

4 第三項に定めるものほか、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目、受験手続その他細目及び前項の指定に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

**第三十二条** 経済産業大臣（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合については、当該都道府県知事。次項において同じ。）又は都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣が指定する者（第五十九条の九第六号の三を除き、以下「指定試験機関」という。）に、その製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に關する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 第一項の規定により協会又は指定試験機関その試験事務を行わせることとした都道府県知事（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事）は、前項の規定により協会又は指定試験機間にその試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わぬものとする。

十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第一項において同じ。)は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととするときは、その六ヶ月前までに、その旨を協会又は指定試験機関に通知しなければならない。  
(保安統括者等の職務等)

**第三十二条** 保安統括者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。

2 保安技術管理者は、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。

3 保安係員は、製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項で経済産業省令で定めるものを管理する。

4 保安主任者は、保安技術管理者(保安技術管理者が選任されない事業所においては、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務で経済産業省令で定めるものに關し、保安統括者を補佐する)を補佐して、保安係員を指揮する。

5 保安企画推進員は、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高圧ガスの製造に係る保安に関する業務で経済産業省令で定めるものに關し、保安統括者を補佐する。

6 冷凍保安責任者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する。

7 販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。

8 取扱主任者は、特定高圧ガスの消費に係る保安に関する業務を管理する。

9 保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者又は取扱主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

10 高圧ガスの製造若しくは販売又は特定高圧ガスの消費に從事する者は、保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者又は取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は危害予防規程の実施を確保するために対する指示に従わなければならない。

(保安統括者等の代理者)

第三十五条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他の災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査

第三十六条 都道府県知事は、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者若しくは取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二十七条の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第二十七条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に対し、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずることができる。（保安検査）

第三十七条 第一種製造者は、保安統括者等若しくはその代理者等が旅行、疾病その他の事故にてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。この場合に、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは保安企画推進員又は冷凍保安責任者（以下「保安統括者等」と総称する。）の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故にてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。この場合に、保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は冷凍保安責任者の代理者については経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者を除く免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高压ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者のうちから、選任しなければならない。

第三十八条 前項の代理者は、保安統括者等の職務を代行する場合は、この法律の規定の適用については、保安統括者等とみなす。

第三十九条 第二十七条の二第五項の規定は、第一項の保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任について準用する。

二、自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

前項の保安検査は、特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 協会又は指定保安検査機関は、第一項第一号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 第一項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。

（定期自主検査）

**第三十五条第一項** 第一種製造者、第五十六条の七  
第二項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者若しくは第二種製造者であつて一日に製造する高圧ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量（第五条第二項第二号に規定する者にあつては、一日の冷凍能力が経済産業省令で定める値）以上である者又は特定高圧ガス消費者は、製造又は消費のための施設であつて経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（危険時の措置及び届出）

**第三十六条** 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となつたときは、高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、直ちに、経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出なければならない。

2 (火気等の制限)

所、第二十二条の四の販売所（同条第二号の販売所を除く。）若しくは第二十四条の二第一項の事業所又は液化石油ガス法第三条第二項第二号の販売所においては、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が指定する場所で火気を取り扱つてはならない。

何人も、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者の承諾を得ないで、発火しやすい物を携帶して、前項に規定する場所に立ち入つてはならない。

一 高圧ガス消費者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。

二 第十二条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十条の六第二項、第二十四条の第三項、第三十四条若しくは次条第一号若しくは第三号の規定による命令又は同条第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。

三 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

(緊急措置)

第三十九条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすすめることができる。

一 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵

第三十九条 緊急措置

2 前項の申請は、自ら完成検査を行う特定変工事を明らかにして行わなければならない。  
(完成検査に係る認定の基準等)

**第三十九条の三** 経済産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 特定変更工事に係る完成検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定変更工事に係る完成検査の方法を定める規程(以下「完成検査規程」という。)を作成し、その完成検査の方法が第二十条第五項の経済産業省令で定める方法に適合するものであること。

経済産業省令で定める条件に適合する知識と並び、そつぐ文部省令等をもとにしたのである。

第三十九条の  
(欠格条項)

六 次の各号の一に該当する者は、特定保全検査のための組織及び保安検査において、経済産業大臣が行う検査を受けることができない。

七第四項の書面を添えたときは、（一）。

二 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。

三 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

**第三十九条の四** 第三十五条第一項第二号の認定は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の事業所ごとに、第一種製造者であつて、特定施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下この章において同じ。）に係る保安検査を自ら行おうとする者の申請により行う。前項の申請は、自ら保安検査を行う特定施設を明らかにして行わなければならない。（保安検査に係る認定の基準等）

**第三十九条の五** 経済産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 特定施設に係る保安検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合するものであつて、特定施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下この章において同じ。）に係る保安検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

(協会等による調査)  
第三十九条の七 第一

**第三十九条の二** 第二十条第三項第二号の認定は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、第

## 二 特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（以下「保安検査規程」という。）を作成

の所有者若しくは占  
二号の認定の申請に  
又は第一種貯蔵所に

有者は、第二十条第三項第五条第一項の事業所係る第五条第一項の事業所における完成検査のための組

四 第二十七条の二第一項、第三項、第四項若しくは第七項（第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項又は第二十七条の四第一項の規定に違反したとき。

五 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

六 第六十五条第一号から第四号までに該当するに至ったとき。

**(完成検査に係る認定)**  
**第三十九条の二 第二十条第三項第二号の認定**  
は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者であつて、特定変更工事(経済産業省令で定めるところにより)を実施する者は、前項の規定による認定を受けた後、工事を実施する。

都道府県知事は、第二種製造者、第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定至つたとき、  
て定めるものに限る。以下この章において同じ。)に係る完成検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

二 特定施設に係る保安検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（以下「保安検査規程」という。）を作成し、その保安検査の方法が第三十五条第四項の経済産業省令で定める方法に適合するものであること。

四 経済産業省令で定める条件に適合する知識・経験を有する者が特定施設に係る保安検査を

(協会等による調査)  
**第三十九条の七** 第一  
の所有者若しくは占  
二号の認定の申請に  
又は第一種貯蔵所に  
織及び完成検査の方  
産業大臣の指定する  
ができる。  
協会又は前項の指  
査をした第五条第一

種製造者又は第一種貯蔵所に有者は、第二十条第三項第五条第一項の事業所に係る第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所における完成検査のための組合法について、協会又は経済者の行う調査を受けること





事業を行う者（以下「外国登録容器製造業者」という。）が製造した容器（前号の經濟産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の三十三第二項において準用する第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているもの、二項の標章の掲示がされているもの、輸出その他の經濟産業省令で定める用途に供する容器

四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるもの

前項の容器検査を受けようとする者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

高圧ガスを一度充てんした後再度高圧ガスを充てんすることができないものとして製造された容器（以下「再充てん禁止容器」という。）について、第一項の容器検査を受けようとする者は、その容器が再充てん禁止容器である旨を明瞭にしなければならない。

第一項の容器検査においては、その容器が經濟産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合するときは、これを合格とする。

（刻印等）

第四十五条 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が刻印をすることが困難なものとして經濟産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、經濟産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならない。

経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が前項の經濟産業省令で定める容器であるときは、速やかに、經濟産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

何人も、前二項、第四十九条の二十五第一項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次条第一項第三号において同じ。）若しくは第四十九条の一十五第二項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次条第一項第三号において同じ。）又は第五十四条第二項に規定する場合のほか、容器に、第一項の刻印若しくは前項の標章の掲示（以下「刻印等」という。）又はこれらと紛らわしい刻印等をしてはならない。

(表示)  
**第四十六条** 容器の所有者は、次に掲げるときは、  
は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、  
その容器に、表示をしなければならない。  
い。その表示が滅失したときも、同様とする。  
一 容器に刻印等がされたとき。  
二 容器に第四十九条の二十五第一項の刻印又  
は同条第二項の標章の掲示をしたとき。  
三 第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条  
第二項の標章の掲示（以下「自主検査刻印等」と  
いう。）がされている容器を輸入したとき。  
4 容器（高圧ガスを充てんしたものに限り、経  
済産業省令で定めるものを除く。）の輸入をし  
た者は、容器が第二十二条第一項の検査に合格  
したときは、遅滞なく、経済産業省令で定める  
ところにより、その容器に、表示をしなければ  
ならない。その表示が滅失したときも、同様と  
する。  
5 何人も、前二項又は第五十四条第三項に規定  
する場合のほか、容器に、前二項の表示又はこ  
れと紛らわしい表示をしてはならない。  
**第四十七条** 容器（前条第二項の経済産業省令で  
定めるもの及びくず化し、その他容器として使  
用することができないよう処分したものを除  
く。）を譲り受けた者は、遅滞なく、経済産業  
省令で定めるところにより、その容器に、表示  
をしなければならない。その表示が滅失したと  
きも、同様とする。  
6 何人も、前項に規定する場合のほか、容器  
に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をし  
てはならない。  
(充てん)  
**第四十八条** 高圧ガスを容器（再充てん禁止容器  
を除く。以下この項において同じ。）に充てん  
する場合は、その容器は、次の各号のいずれに  
も該当するものでなければならない。  
一 刻印等又は自主検査刻印等がされているも  
のであること。  
二 第四十六条第一項の表示をしてあること。  
三 バルブ（経済産業省令で定める容器があつ  
ては、バルブ及び経済産業省令で定める附属  
品。以下この号において同じ。）を装置してある  
こと。この場合において、そのバルブが附  
属品に該当するときは、そのバルブが附  
属品検査を受け、これに合格し、かつ、第四

十九条の三第一項又は第四十九条の二十五第三項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。以下この項、次項、第四項及び第四十九条の三第二項において同じ。）の刻印がされているもの（附属品検査若しくは附属品再検査を受けた後又は第四十九条の二十五第三項の刻印がされた後経済産業省令で定める期間を経過したもの又は損傷を受けたものである場合にあつては、附属品再検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の四第三項の刻印がされているもの）であること。

四 溶接その他第四十四条第四項の容器の規格に適合することを困難にするおそれがある方法で加工をした容器にあつては、その加工が経済産業省令で定める技術上の基準に従つてなされたものであること。

五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示がされているものであること。

六 高圧ガスを再充てん禁止容器に充てんする場合は、その再充てん禁止容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならぬ。一刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。

二 第四十六条第一項の表示をしてあること。

三 バルブ（経済産業省令で定める再充てん禁止容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。）を装置してあること。この場合において、そのバルブが第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の三第一項又は第四十九条の二十五第三項の刻印がされているものであること。

四 容器検査に合格した後又は自主検査刻印等がされた後加工されていないものであること。

五 高圧ガスを充てんした再充てん禁止容器及び容器には、再度高圧ガスを充てんしてはならない。

4 容器に充てんする高圧ガスは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならぬ。  
一 刻印等又は自主検査刻印等において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印等又は自主検査刻印等において示された内容積に応じて計算した質量以下のものであること。

二 その容器に装置されているバルブ（第一項第三号の経済産業省令で定める容器にあつてはバルブ及び同号の経済産業省令で定める附属品、第二項第三号の経済産業省令で定める再充てん禁止容器にあつてはバルブ及び同号の経済産業省令で定める附属品）が第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める附屬品に該当するときは、第四十九条の三第一項又は第四十九条の二十五第三項の刻印において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印において示された圧力以下のものであり、液化ガスにあつては経済産業省令で定める方法によりその刻印において示された圧力に応じて計算した質量以下のものであること。

3 第四十九条 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う条件を付して許可した場合において、その条件に従つて高圧ガスを充てんするときは、第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。（容器再検査）

4 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしてなければならない。

検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに経済産業省令で定めるところにより、その容器に標章を掲示しなければならない。

何人も、前二項に規定する場合のほか、容器はこれらと紛らわしい刻印若しくは標章の掲示をしてはならない。

6 容器検査所の登録を受けた者が容器再検査を行なうべき場合は、その登録を受けた容器検査所とする。

## (附附属品検査)

**第四十九条の二** バルブその他の容器の附属品で経済産業省令で定めるもの（第五十九条の九を除き、以下単に「附属品」という。）の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関が経済産業省令で定める方法により行う附属品検査を受け、これに合格したものとして次条第一項の刻印がされているものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる附属品については、この限りでない。

一 第四十九条の五第一項の登録を受けた附属品の製造の事業を行う者（以下「登録附属品」といいう。）が製造した附属品（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の二十五第三項の刻印がされているもの

二 第四十九条の三十一第一項の登録を受けて、外国において本邦に輸出される附属品の製造の事業を行う者（以下「外国登録附属品製造業者」という。）が製造した附属品（前号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の三十三第二項において準用する第四十九条の二十五第三項の刻印がされているもの

三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する附属品

四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるものに装置されている附属品

5 前項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が装置される容器に充てんされなければならない。

3 再充てん禁止容器に装置する附属品について、第一項の附属品検査を受けようとする者

は、前二項に規定する場合のほか、容器はこれらと紛らわしい刻印若しくは標章の掲示をしてはならない。

4 第一項の附属品検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。

(刻印)

5 第一項の附属品検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしてはならない。

(附附属品再検査)

6 容器検査 第四十五条第一項の刻印

二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印

三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印

四 附属品再検査 前条第三項の刻印

(容器等製造業者の登録)

5 容器又は附属品の製造の事業を行う者は、経済産業大臣の登録を受けることができる。

6 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 容器等事業区分

三 当該容器又は附属品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該容器又は附属品の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等製造設備」という。）の名称、性能及び数

六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて経済

7 第四十九条の四の二 第三条第一項第五号に規定する装置（以下この条及び第五十六条第五項において「自動車の装置」という。）内の容器及びその附属品（経済産業省令で定めるものに限る。第五十六条第五項において同じ。）であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりそ

の基準に適合するとされたものである旨の表示がされているものがあるが、自動車の装置に組み込まれるものでなくなった場合には、第四十四条第

八 第四十九条の八 容器又は附属品の製造の事業を

行なう者は、第四十九条の五第一項の登録の申請

に係る工場又は事業場における容器等製造設

備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査

のための組織並びに前条第五号の検査の方法につ

いて、協会又は経済産業大臣の指定する者の

行う調査を受けることができる。

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調

査をした工場又は事業場における容器等製造設

備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査

のための組織並びに前条第五号の検査の方法が

は、その附属品が再充てん禁止容器に装置するものである旨を明らかにしなければならない。

4 第一項の附属品検査においては、その附属品

が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧

力の大きさ別の附属品の規格に適合するとき

は、これを合格とする。

(刻印)

5 第一項の附属品検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしてはならない。

(附附属品再検査)

6 容器検査 第四十九条第三項の刻印

二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印

三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印

四 附属品再検査 前条第三項の刻印

(登録の基準)

5 第一項の規定により登録を取り消され、その

号に掲げる検査とみなし、当該表示をそれぞれ

次の各号に定める刻印とみなす。

一 容器検査 第四十五条第一項の刻印

二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印

三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印

四 附属品再検査 前条第三項の刻印

(欠格条項)

5 第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十九条の十七又は第四十九条の三十二

三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

十九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

二十九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

三十九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

四十九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

五十九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

六十九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

七十九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

八十九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

九十九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一〇 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百一九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二〇 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百二九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三〇 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三一 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三二 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三四 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三五 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三七 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三八 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百三九 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

一百四〇 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十二

それぞれ同条第一号、第二号及び第三号の経済産業省令で定める技術上の基準並びに第四十四条第一項又は第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。  
**(登録の更新)**  
**第四十九条の九** 第四十九条の五第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。  
**2 第四十九条の五第二項、第三項及び第四項並びに第四十九条の六から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。**  
**(容器等製造業者登録簿)**

#### 第四十九条の十 経済産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録を受けた者(以下「登録容器等製造業者」という。)について、容器等製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第四十九条の五第二項第一号から第三号まで

の事項

(登録証)

第四十九条の十一 経済産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 容器等事業区分

(変更の届出)

第四十九条の十二 登録容器等製造業者は、第四十九条の五第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に変更があつたとき、又は容器等検査規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の訂正)

第四十九条の十三 登録容器等製造業者は、前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(廃止の届出)

第四十九条の十四 登録容器等製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、登録を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。  
**(登録証の再交付)**

第四十九条の十五 登録容器等製造業者は、登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

2 第四十九条の五第二項、第三項及び第四項並びに第四十九条の六から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(容器等製造業者登録簿)

第四十九条の十六 登録容器等製造業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第四十九条の十七 経済産業大臣は、登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四十四条第一項、第四十五条第三項、第四十九条の三第二項又は第四十九条の十二の規定に違反したとき。

二 第四十九条の六第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第四十一条第二項、第四十九条の二十六、第四十九条の二十七又は第四十九条の三十の規定による禁止又は命令に違反したとき。

四 不正の手段により第四十九条の五第一項の登録又はその更新を受けたとき。

五 第四十九条の三十一第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

(登録の消除)

第四十九条の十八 経済産業大臣は、登録容器等製造業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第四十九条の十九 登録容器等製造業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、経済産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(容器等製造業者登録簿の贈本等)

第四十九条の二十 何人も、経済産業大臣に対し、容器等製造業者登録簿の贈本の交付又は閲覧を請求することができる。

(容器又は附属品の型式の承認)

第四十九条の二十一 登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品の型式について、経済産業大臣の承認を受けることができ

る。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項

を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 前項の承認を受けようとする者は、次の事項

を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 第四十四条第二項及び第三項並びに第四十九条の二第二項及び第三項の規定は、第二項の申

格とする。

3 前項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

4 第四十四条第二項及び第三項並びに第四十九

条の二第二項及び第三項の規定は、第二項の申

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器

又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四

項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二

第四項の規格に適合しているときは、これを合

格とする。

2 第一項の試験においては、その試験用の容器

(刻印の禁止等)

**第四十九条の二十六** 経済産業大臣は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が製造した容器又は附属品であつて、当該承認に係るもの(第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く)が、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録容器等製造業者に対し、一年以内の期間を定めて前条第一項若しくは第三項の刻印又は同条第二項の標章の掲示をすることを禁止することができる。(改善命令)

**第四十九条の二十七** 経済産業大臣は、次の場合には、登録容器等製造業者に對し、容器等製造設備若しくは容器等検査設備の修理又は改造、品質管理の方法及び検査のための組織の改善、容器等検査規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 容器等製造設備が第四十九条の七第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないないと認めるとき。

二 容器等検査設備が第四十九条の七第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないないと認めるとき。

三 品質管理の方法及び検査のための組織が第

四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるとき。

**第四十九条の二十八** 登録容器等製造業者の登録がその効力を失つたときは、当該登録容器等製造業者に係る第四十九条の二十一第一項の承認は、その効力を失う。(承認の失効)(承認の取消し)

**第四十九条の二十九** 経済産業大臣は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者の登録がその効力を失つたときは、当該登録容器等製造業者に係る第四十九条の二十一第一項の承認は、その効力を失う。(承認の取消し)

造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

二 第四十九条の二十六、第四十九条の二十七又は次条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

三 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第四十九条の二十一第一項の承認を受けたとき。

(災害防止命令)

事は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品(第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造したもの)を除く)であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高压ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に對し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高压ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(外国容器等製造業者の登録)

**第四十九条の三十一** 外国において本邦に輸出される容器又は附属品の製造の事業を行ふ者は、容器等事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

二 第四十九条の五第二項、第三項及び第四項、第四条第一項又は第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法に適合していないと認めるとき。

三 第四十九条の七第五号の検査の方法が第四

四 第四十九条の七第五号の検査の方法が第四

五 第四十九条の五第二項、第三項及び第四項、第四条第一項又は第四十九条の七第七号の経験を有する者でない者に行わせたとき。

六 第四十九条の二十四の規定に違反していると認めるとき。

(承認の失効)

**第四十九条の二十八** 登録容器等製造業者の登録

がその効力を失つたときは、当該登録容器等製造業者に係る第四十九条の二十一第一項の承認は、その効力を失う。

(承認の取消し)

**第四十九条の二十九** 経済産業大臣は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者の登録

第三項中「容器」とあるのは「本邦に輸出される容器」と、第四十九条の第三項中「附属品」とあるのは「本邦に輸出される附属品」と、第四十九条の十及び第四十九条の二十中「容器等製造業者登録簿」とあるのは「外国容器等製造業者登録簿」と、第四十九条の二十七中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録容器等製造業者の登録の取消し等)又は次条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

二 第四十九条の五第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

三 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第四十九条の二十一第一項の承認を受けたとき。

(災害防止命令)

事は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品(第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造したもの)を除く)であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高压ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に對し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高压ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等)

**第四十九条の三十三** 外国登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品であつて、本邦に輸出されるものの型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

二 第四十九条の二十一第二項及び第三項、第四

三 前条第二項において準用する第四十九条の二十七又は次条第三号に該当するに至つたとき。

四 前条第二項において準用する第四十九条の二十六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

五 第四十九条の三十二において準用する第四十九条の三第二項(前条第一項において準用の場合を含む)、前条第二項において準用する第四十九条の十二又は次条第二項において準用する第四十九条の二十四第二項の規定に、附用する第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

六 第四十九条の二十一第二項において準用する第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十二第二号中二十七又は次条第三号に該当するに至つたとき。

七 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

八 第四十九条の二十一第二項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十二第二号中二十七又は次条第三号に該当するに至つたとき。

九 第四十九条の二十一第二項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十二第二号中二十七又は次条第三号に該当するに至つたとき。

十 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十一 第四十九条の二十一第二項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十二第二号中二十七又は次条第三号に該当するに至つたとき。

十二 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十三 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十四 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十五 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十六 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により前条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

八 第四十九条の五第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

九 国は、前項第六号の規定による請求によつて生じた損失を外国登録容器等製造業者に對し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

(外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等)

**第四十九条の三十三** 外国登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品であつて、本邦に輸出されるものの型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

二 第四十九条の二十一第二項及び第三項、第四

三 前条第二項において準用する第四十九条の二十七又は次条第三号に該当するに至つたとき。

四 前条第二項において準用する第四十九条の二十六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

五 第四十九条の三十二において準用する第四十九条の三第二項(前条第一項において準用の場合を含む)、前条第二項において準用する第四十九条の十二又は次条第二項において準用する第四十九条の二十四第二項の規定に、附用する第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

六 第四十九条の二十一第二項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十二第二号中二十七又は次条第三号に該当するに至つたとき。

七 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

八 第四十九条の二十一第二項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十二第二号中二十七又は次条第三号に該当するに至つたとき。

九 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十一 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十二 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十三 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十四 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十五 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

十六 第四十九条の三十一第一項と、第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

請求した場合において、その職員に検査をさせたところが著しく困難であると認められる容器又は附属品を期限を定めて提出すべきことを

**第四十九条の三十四** 経済産業大臣は、前条第一項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が次



の製造をする者は、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備について、経済産業省令で定める製造の工程ごとに、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定特定設備検査機関」という。）が行う特定設備検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定設備については、この限りでない。

一 第五十六条の六の二第一項の登録を受けて特定設備（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第五十六条の六の十四第二項の規定により特定設備基準適合証の交付を受けているもの

二 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する特定設備

三 特定設備の輸入をした者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備について、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第五十六条の六の二十二第一項の登録を受けて外国において本邦に輸出される特定設備の製造の事業を行う者（以下「外国登録特定設備製造業者」という。）が製造した特定設備（前項第一号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第五十六条の六の二十第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたものを輸入した場合

二 当該特定設備検査機関が行う特定設備検査申請がされていて、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けたものと認めるところに、その特定設備について、その特定設備検査を受けようとする者は、その特定設備の輸入の前にその申請をしなければならない。

三 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

（特定設備検査合格証）

**第五十六条の四** 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、特定設備が特定設備検査に

合格したときは、速やかに、特定設備検査を受けた者に対し、特定設備検査合格証を交付しなければならない。

二 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備とともに譲渡する場合は、この限りでない。

三 特定設備検査合格証が経済産業大臣の交付に係るものであるときは、その特定設備の所在場所を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは、協会に、その特定設備検査合格証が指定特定設備検査機関の交付に係るものであるときは、指定特定設備検査機関に申請し、その再交付を受けることができる。

四 特定設備検査合格証の様式は、経済産業省令（表示）

第五十六条の五 特定設備検査を受けた者は、前付を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備に、表示をしなければならない。

二 何人も、前項（第五十六条の六の十五第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合のほか、特定設備に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（特定設備検査合格証の返納）

第五十六条の六 特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その特定設備検査合格証を経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納しなければならない。

一 特定設備を輸出したとき。

二 特定設備を失ったとき。

三 特定設備をくず化し、その他特定設備として使用することができないよう処分したとき。

四 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失つた特定設備検査合格証を回復するに至つたとき。

（特定設備製造業者の登録）

**第五十六条の六の二** 特定設備の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める特定設備の製造の事業の区分（以下「特定設備事業区分」といいう。）に従い、その工場又は事業場ごとに、その特定設備が経済産業大臣の登録を受けることができる。

二 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定設備事業区分

三 当該特定設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定設備の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定設備製造設備」という。）の名称、性能及び数（当該特定設備の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定設備検査設備」という。）の名称、性能及び数）

五 経済産業省令で定める方法及び検査を行ふ方法を定める規程（以下「特定設備検査規程」という。）、工場又は事業場の図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

六 略

前項の申請書には、当該特定設備の検査を行ふ方法を定める規程（以下「特定設備検査規程」という。）の名称、性能及び数の組合せ並びに第五十六条の六の四第一項第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第五十六条の六の五第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

（协会等による調査）

第五十六条の六の五 特定設備の製造の事業を行う者は、第五十六条の六の二第一項の登録の申請に係る工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第五十六条の六の四第一項第五号の検査の方法について、协会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

二 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第一項第五号の検査の方法について、协会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

三 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十六条の六の十八又は第五十六条の六の二十三の規定により登録を取り消され、その後の取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

（登録の基準等）

第五十六条の六の四 経済産業大臣は、第五十六条の六の二第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定設備製造設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 特定設備検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 品質管理の方法及び検査のための組織が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

四 略

第五十六条の六の五 特定設備の製造の事業の方法が第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める方法に適合するため特に必要があると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

二 協会又は第一項の指定を受けた者は、同項の調査をした場合において、特定設備の検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、第五十六条の六の二第一項の登録に際し、その登録特定設備製造業者が検査を行なうことができる特定設備の製造の工程を制限すべき旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

（登録の更新）

第五十六条の六の六 第五十六条の六の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定



含む。) 又は前条第二項において準用する第五十六条の六の十三の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第五十六条の六の三第一号又は第三号の一に該当するに至つたとき。

三 前条第二項において準用する第五十六条の十六の規定による請求に応じなかつたとき。

四 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録特定設備製造業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録特定設備製造業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される特定設備の保管場所その他その業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 不正の手段により前条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

七 第五十六条の六の二第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

**第三節 指定設備**  
(指定設備の認定)

**第五十六条の七** 高圧ガスの製造(製造に係る貯蔵を含む。)のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備(以下「指定設備」という。)の製造をする者、指定設備の輸入をした者及び外国において本邦に輸出される指定設備の製造をする者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定設備について、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定設備認定機関」という。)が行う認定を受けることができる。

前項の指定設備の申請が行われた場合において、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、当該指定設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、認定を行うものとする。

2 第五十六条の八 経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、前条第二項の規定により指定設備を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、指定設備認定証を交付しなければならない。

三 第五十六条の四第二項及び第三項の規定は、経済産業省令で定める。指定設備認定証について準用する。この場合において、同項中「指定特定設備検査機関」とあらわすのは、「指定設備認定機関」と読み替えるものとする。

**第四節 冷凍機器**  
(冷凍設備に用いる機器の製造)

**第五十七条** もっぱら冷凍設備に用いる機器であつて、経済産業省令で定めるものの製造の事業を行う者(以下「機器製造業者」という。)は、その機器を用いた設備が第八条第一号又は第十二条第一項の技術上の基準に適合することを確保するように経済産業省令で定める技術上の基準に従つてその機器の製造をしなければならない。

**第五十八条及び第五十八条の二 削除**

**第五章 指定試験機関等**  
(指定)  
**第一节 指定試験機関**

**第五十八条の三** 第三十一条の二第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。  
(欠格条項)

**第五十八条の四** 次の各号の一に該当する者は、  
第一項の二第一項の指定を受けることがで  
きない。  
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行に該当する者(以下「指定試験機関」とい  
う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

(指定設備認定証)

経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、前条第二項の規定により指定設備を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、指定設備認定証を交付しなければならない。

二 第五十八条の十五第二項の規定により指定設備を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、指定設備認定証を交付しなければならない。

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者  
イ 第一号に該当する者  
ロ 第五十八条の十一の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者  
リ 第一号に該当する者

四 第五十八条の六の規定は、指定設備認定証の規定を、第一項の規定を准用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第五十六条の八第一項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは、「指定設備認定証」と読み替えるものとする。

五 第五十八条の五 経済産業大臣は、第三十一条の二第一項の指定の申請が次の各号に適合してい  
るに認めるときでなければ、その指定をしてはならない。  
一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他  
の事項についての試験事務の実施に関する計  
画が、試験事務の適確な実施のために適切な  
ものであること。  
二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確  
に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能  
力があること。  
三 一般社団法人又は一般財團法人であるこ  
と。  
四 試験事務以外の業務を行つてゐる場合に  
は、その業務を行ふことによつて試験事務が  
不公平になるおそれがないものであること。

六 第五十八条の八 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

七 第五十八条の九 指定試験機関は、毎事業年度開

始前に、(第三十一条の二第一項の指定を受けた後遅滞なく)その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

八 第五十八条の十 指定試験機関の役員の選任及び

解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

九 第五十八条の十一 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十 第五十八条の十二 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十一 第五十八条の十三 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十二 第五十八条の十四 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十三 第五十八条の十五 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十四 第五十八条の十六 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十五 第五十八条の十七 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の十五第二項の規定により指定設備を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、指定設備認定証を交付しなければならない。

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者  
イ 第一号に該当する者  
ロ 第五十八条の十一の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者  
リ 第一号に該当する者

四 第五十八条の六の規定は、指定設備認定証の規定を、第一項の規定を准用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第五十六条の八第一項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは、「指定設備認定証」と読み替えるものとする。

五 第五十八条の五 経済産業大臣は、第三十一条の二第一項の指定の申請が次の各号に適合してい  
るに認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他  
の事項についての試験事務の実施に関する計  
画が、試験事務の適確な実施のために適切な  
ものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確  
に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能  
力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であるこ  
と。

四 試験事務以外の業務を行つてゐる場合に  
は、その業務を行ふことによつて試験事務が  
不公平になるおそれがないものであること。

五 第五十八条の八 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

六 第五十八条の九 指定試験機関は、毎事業年度開

始前に、(第三十一条の二第一項の指定を受けた後遅滞なく)その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

七 第五十八条の十 指定試験機関の役員の選任及び

解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

八 第五十八条の十一 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

九 第五十八条の十二 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十 第五十八条の十三 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十一 第五十八条の十四 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十二 第五十八条の十五 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十三 第五十八条の十六 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

三 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

四 経済産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。

(試験事務の休廃止)

二 第二項の指定の申請が次の各号に適合してい  
るに認めるときでなければ、その指定をしては

ならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他  
の事項についての試験事務の実施に関する計  
画が、試験事務の適確な実施のために適切な  
ものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確  
に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能  
力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であるこ  
と。

四 試験事務以外の業務を行つてゐる場合に  
は、その業務を行ふことによつて試験事務が  
不公平になるおそれがないものであること。

五 第五十八条の八 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

六 第五十八条の九 指定試験機関は、毎事業年度開

始前に、(第三十一条の二第一項の指定を受けた後遅滞なく)その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

七 第五十八条の十 指定試験機関の役員の選任及び

解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

八 第五十八条の十一 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

九 第五十八条の十二 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十 第五十八条の十三 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十一 第五十八条の十四 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十二 第五十八条の十五 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十三 第五十八条の十六 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十四 第五十八条の十七 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十五 第五十八条の十八 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十六 第五十八条の十九 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十七 第五十八条の二十 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十八 第五十八条の二十一 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

十九 第五十八条の二十二 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

二十 第五十八条の二十三 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

二十一 第五十八条の二十四 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

二十二 第五十八条の二十五 指定試験機関は、試験事務の実

施に関する規程(以下「試験事務規程」とい

う。)を定め、絏済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

二十三 第五十八条の二十六 指定試験機関は、試験事務の実

施

(役員の解任命令)

**第五十八条の十一** 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関して著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。(試験委員)  
第五十八条の十二 指定試験機関は、試験事務を行なうときは、製造保安責任者又は販売主任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならぬ。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。(秘密保持義務等)

第五十八条の十三 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

**第五十八条の十四** 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の二に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるものほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する必要な命令をすることができる。

3 委任都道府県知事は、その行わせることとしめた試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(指定の取消し等)

**第五十八条の十五** 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
一 第五十八条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五十八条の七第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第五十八条の七第四項、第五十八条の十一(第五十八条の十二)第四項において準用する場合を含む。)又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第五十八条の八第一項、第五十八条の九第一項若しくは第三項又は第五十八条の十二第五項から第三項までの規定に違反したとき。

五 不正の手段により第三十一条の二第一項の指定を受けたとき。

第六十九条の七 第五十八条の七第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(経済産業大臣又は委任都道府県知事による試験事務の実施)

**第五十八条の十六** 指定試験機関が第五十八条の八第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、経済産業大臣が前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他的事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となるた場合において経済産業大臣が必要であると認めるときは、経済産業大臣又は委任都道府県知事は、当該試験事務の全部又は一部を自ら行なうものとする。

2 経済産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行なうこととなるときは委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行なうこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(経済産業省令への委任)

**第五十八条の十七** この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、経済産業省令で定める。(第二節 指定完成検査機関)  
(指定)  
第五十八条の十八 第二十条第一項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。(第二節 指定完成検査機関)  
(欠格条項)

第五十八条の十九 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項ただし書の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の三十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(指定の基準)  
(事業所の変更の届出)

第五十八条の二十 経済産業大臣は、第二十条第一項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。

二 経済産業省令で定める条件に適合する知識と経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となるが、経済産業省令で定める数以上であること。

四 前号に定めるもののほか、完成検査が公正正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによって申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することならぬこと。

(指定の更新)

**第五十八条の二十の二** 第二十条第一項ただし書の指定は、五年以上十年以内において政令で定期的に更新する。

(完成検査の義務)

2 第五十八条の十八から前条までの規定は、前項の指定の更新に準用する。  
三 指定完成検査機関は、完成検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、完成検査を行わなければならない。

四 第五十八条の二十一 指定完成検査機関は、完成検査を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、完成検査を行わなければならない。

五 指定完成検査機関は、完成検査を行うときには、第五十八条の二十第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に完成検査を実施させなければならない。

六 指定完成検査機関は、完成検査を行うときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。

七 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

八 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

九 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十一 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十二 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十三 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十四 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十五 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十六 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十七 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十八 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十九 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十一 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十二 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十三 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十四 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十五 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十六 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十七 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十八 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十九 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三十 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三十一 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三十二 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三十三 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三十四 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三十五 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三十六 指定完成検査機関は、完成検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(解任命令)

**第五十八条の二十七** 経済産業大臣は、第五十八条の二十第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に





合には、その代表者又は代理人）のうちから選出する。

#### （評議員会の権限）

**第五十九条の二十三** 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 会費の額及び徴収の方法

三 その他定款で定める事項

評議員会は、前項に規定するもののほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

#### （評議員会の議事）

**第五十九条の二十四** 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。

評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは議長が決する。

#### （職員の任命）

**第五十九条の二十五** 協会の職員は、会長が任命する。

#### （役員等の秘密保持義務）

**第五十九条の二十六** 協会の役員若しくは職員（第五十九条の三十の二第一項に規定する判定に関する事務を行う者を含む。次条及び第八十三条の三において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

#### （役員等の地位）

**第五十九条の二十七** 協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

#### 第四節 業務

##### （業務の範囲）

**第五十九条の二十八** 協会は、第五十九条の二の

目的を達成するため、次の業務を行ふ。  
一 高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導並びに情報の収集及び提供を行うこと。  
二 高圧ガスの保安に関する技術的な事項について経済産業大臣に意見を申し出ること。

三 第二十七条の二第七項（第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三十一条第三項並びに液化石油ガス法第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九の講習を行うこと。  
四 第二十条第一項ただし書若しくは同条第三項第一号の完成検査、第二十二条第一項第一

号の輸入検査、第三十五条第一項第一号の保

安検査、第四十四条第一項の容器検査、第四

十九条第一項の容器再検査、第四十九条の二

の附属品検査、第四十九条の四第一項

の試験若しくは第五十六条の三第一項から第

三項までの特定設備検査又は液化石油ガス法

第三十七条の三第一項ただし書（液化石油ガ

ス法第三十七条の四第四項において準用する

場合を含む。）の完成検査若しくは液化石油

ガス法第三十七条の六第一項ただし書の保安

検査（以下「保安検査等」という。）その他

高压ガスの保安に関し必要な検査を行うこ

と。

高压ガスの保安に関する教育を行うこと。

#### 四の二 第三十九条の七第一項（第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。）第

三十九条の七第三項（第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の十六第一項（第三十九条の十七第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の八第一項（第四十九条の九第二項及び第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の六の五第一項（第五十六条の六の六第二項及び第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うこと。

四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特

定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石

油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

#### 四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特

定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石

油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

#### 四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特

定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石

油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

#### 四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特

定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石

油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

#### 四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特

定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石

油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

#### 四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特

定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石

油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

#### 四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特

定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石

油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

#### 四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特

定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石

油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

#### 四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特

定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石

油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

高压ガスの保安に関する教育を行うこと。

六 高圧ガスの保安に関する教育を行うこと。

#### 七 前各号の業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第五十九条の二

の目的を達成するために必要な業務

二の目的を達成するために必要な業務

（試験事務等）

第五十九条の三十の二 協会は、試験事務等を行なうときは、製造保安責任者若しくは販売主任者は、当該試験事務等の全部又は一部を行わせる。

二の目的を達成するために必要な業務

二の目的を達成るために必要な業務

二の目的を達成するために必要な業務

（監督）

第五十九条の三十四 協会は、経済産業大臣が監督する。

第五十九条の三十五 協会は、

第五十九条の三十六 協会は、

第五十九条の三十七 協会は、

第五十九条の三十八 協会は、

第五十九条の三十九 協会は、

第五十九条の四十 協会は、

第五十九条の四十一 協会は、

第五十九条の四十二 協会は、

第五十九条の四十三 協会は、

第五十九条の四十四 協会は、

第五十九条の四十五 協会は、

第五十九条の四十六 協会は、

第五十九条の四十七 协会は、

第五十九条の四十八 協会は、

第五十九条の四十九 協会は、

第五十九条の五十 協会は、

第五十九条の五十一 協会は、

第五十九条の五十二 協会は、

第五十九条の五十三 協会は、

第五十九条の五十四 協会は、

第五十九条の五十五 協会は、

第五十九条の五十六 協会は、

第五十九条の五十七 協会は、

第五十九条の五十八 協会は、

第五十九条の五十九 協会は、

第五十九条の六十 協会は、

第五十九条の六十一 協会は、

第五十九条の六十二 協会は、

第五十九条の六十三 協会は、

第五十九条の六十四 協会は、

第五十九条の六十五 協会は、

第五十九条の六十六 協会は、

第五十九条の六十七 協会は、

第五十九条の六十八 協会は、

第五十九条の六十九 協会は、

第五十九条の七十 協会は、

第五十九条の七十一 協会は、

第五十九条の七十二 協会は、

第五十九条の七十三 協会は、

第五十九条の七十四 協会は、

第五十九条の七十五 協会は、

第五十九条の七十六 協会は、

第五十九条

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要なと認めるときは、協会に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

#### 第五十九条の三十五

経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

#### 第二 前項の規定により職員が立入検査をする場合

においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

#### 第五章 雜則

##### 第六節 解散

#### 第五十九条の三十六 協会の解散については、別に法律で定める。

(帳簿) 第一種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、高压ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附屬品再検査について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査) 第二種貯蔵所の所有者若しくは第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、容器

製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、高压ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附屬品再検査について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入

検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機

関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関

及び検査組織等調査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、完成検査、輸入検査、試験事務、保安検査、検査組織等調査、容器検査等、特定設備検査又は指定設備の認定について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

#### (調査の要請)

**第六十条の二** 経済産業大臣は、認定高度保安実施者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサバイバーセキュリティ(サバイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサバイバーセキュリティをいう。)に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場

合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のため調査を要請することができる。

#### (報告の徴収)

**第六十一条** 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高压ガスの輸入をした者、特定高压ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、容器製造業者、容器の輸入をした者、容器検査所の登録を受けた者又は機器製造業者に対し、その業務に關し、報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、第三十三条第三項の講習の登録を受けた者又は機器製造業者に対し、その業務に關し、報告をさせることができる。

3 経済産業大臣は、第三十六条第一項の許可又は液化石油ガス法第二十七条第一項第四号の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 委任都道府県知事は、第三十一一条第三項の講習の登録を受けた者又は機器製造業者に対し、その業務に關し、報告をさせることができる。

5 警察官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、高压ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所その他高压ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

6 前各項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第一項から第五項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故届)

**第六十二条** 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、高压ガスの製造をする者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高压ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高压ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる

条件の液化石油ガス販売事業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高压ガス若しくは容器の保管場所又は容器

検査所に立ち入り、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

2 その所有し、又は占有する高压ガスについて災害が発生したとき。

3 その所有し、又は占有する高压ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

4 その所有者又は占有者に対し、災害發生

2 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。ただし、第三十六条第一項又は液化石油ガス法第二十七条第一項第四号の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

#### (現状変更の禁止)

**第六十四条** 何人も、高压ガスによる災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。ただし、第三十六条第一項又は液化石油ガス法第二十七条第一項第四号の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

#### (許可等の条件)

**第六十五条** 第五条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可又は第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十三第一項の承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受ける者に不当の義務を課すこととならないものでなければならぬ。

3 前項の条件は、条件を付することができる。

4 前項の条件は、条件を付することができる。

5 前項の条件は、条件を付することができる。

6 前項の条件は、条件を付することができる。

7 前項の条件は、条件を付することができる。

(手数料)

**第六十六条から第七十二条まで 削除**

**第六十七条** 次に掲げる者(経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

2 第二十条第三項第二号の認定又はその更新を受けようとする者

3 製造保安責任者試験を受けようとする者

4 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者

5 第三十五条第一項第一号の認定又はその更新を受けようとする者

6 第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者

7 容器検査又は容器再検査を受けようとする者

生の日時、場所及び原因、高压ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

#### (現状変更の禁止)

何人も、高压ガスによる災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。ただし、第三十六条第一項又は液化石油ガス法第二十七条第一項第四号の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

#### (許可等の条件)

**第六十五条** 第五条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可又は第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十三第一項の承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、条件を付することができる。

3 前項の条件は、条件を付することができる。

4 前項の条件は、条件を付することができる。

5 前項の条件は、条件を付することができる。

6 前項の条件は、条件を付することができる。

7 前項の条件は、条件を付することができる。

(手数料)

**第六十六条から第七十二条まで 削除**

**第六十七条** 次に掲げる者(経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

2 第二十条第三項第二号の認定又はその更新を受けようとする者

3 製造保安責任者試験を受けようとする者

4 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者

5 第三十五条第一項第一号の認定又はその更新を受けようとする者

6 第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者

7 容器検査又は容器再検査を受けようとする者

第一項の登録若しくはそれらの更新を受けようとする者、第四十九条の十五（第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条の六の十二（第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付を受けようと/orする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長に対し容器等製造業者登録簿等の謄本の交付若しくは容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者、第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十三第一項の承認を受けようと/orする者、特定設備検査合格証若しくは指定設備認定証の再交付を受けようと/orする者又は特定設備基準適合証の交付若しくは再交付を受けようと/orする者並びに経済産業大臣又は産業保安監督部長が行う第五十四条第二項の規定による刻印等を受けるようとする者の納付するものについては国庫の、協会がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようと/orする者の納付するものについては協会の、指定試験機関がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようと/orする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

**第七十三条の二** 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき製造保安責任者試験又は販売主任者試験に係る手数料を徴収する場合においては、第三十一条の二第一項の規定により協会又は当該指定試験機関が行う製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようと/orする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を協会又は当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

（都道府県知事と公安委員会との関係等）

**第七十四条** 都道府県知事は、第五十五条第一項若しくは第十六条第一項の許可をし、第五条第二項、第十七条の二第一項、第二十条の四、第二十一条、第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の四第二項の規定による届出を受理し、又は第三十八条第一項の規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県公安局委員会、消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）又は管区海上保安本部長に通報しなければならない。

い。

3 みやかに、その旨を当該都道府県知事に通報しなければならない。

4 は、第三十六条第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を当該都道府県知事に通報しなければならない。

都道府県知事は、第三十六条第二項若しくは第六十三条第一項の規定による届出を受理し、又は前二項の規定による通報を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

(公示)

**第七十四条の二 経済産業大臣**は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十条第一項ただし書 第二十二条第一項、第三十一条第三項、第三十二条の二第一項、第三十五条第一項ただし書 第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の四第二項ただし書 第四十四条第一項、第四十九条の八第一項 第五十六条の三第一項、第五十六条の六の五第一項又は第五十六条の七第一項の指定をしたとき。

二 第二十条第三項第二号、第三十五条第一項第二号又は第三十九条の十三の認定をしたとき。

三 第三十九条の十二第一項若しくは第三十九条の二十第一項の規定により認定を取り消したとき、又は第三十九条の十二第二項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十第二項の規定により認定が効力を失つたことを確認したとき。

二 第三十一条の二第一項の規定により協会又は指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二の二 第四十九条の二十一第一項又は第四十九条の三十三第一項の承認をしたとき。

二の三 第四十九条の二十八（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

三 第五十八条の六第一項又は第五十八条の二十二（第五十八条の三十の二第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十三第二項及び第五十九条において

四 第五十八条の八第一項の許可をしたとき。  
五 第五十八条の十五第一項若しくは第二項又は第五十八条の三十(第五十八条の三十の二第二項、第五十八条の三十一(第五十八条の三十一の二第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくは完成検査、輸入検査、保安検査、検査組織等調査、容器検査等、特定設備検査若しくは指定設備の認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五の二 第五十八条の二十四(第五十八条の三十の二第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十三第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

六 第五十八条の十六第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三十二条の二第一項の規定により協会又は指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二 第三十二条の二第一項の規定により協会又は指定試験機関に行わせることとした試験事務を協会又は指定試験機関に行わせないことをとしたとき。

三 第五十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。

四 第五十八条の十六第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行ふこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないことをとするとき。

(協会の意見の聴取)





し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。  
(両罰規定)

**第八十四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条又は第八十一条から第八十三条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第八十五条** 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした協会の役員又は職員は、二

十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十九条の六第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第五十九条の二十八第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十九条の二十九第三項、第五十九条の三十第四項(第五十九条の三十の二第三項において準用する場合を含む。)又は第五十九条の三十四第二項の規定による経済産業大臣の命令に違反したとき。

五 第五十九条の三十三第一項の規定に違反して財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載をした財務諸表を提出したとき。

**第八十六条** 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十条の二第二項(第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第二十条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十九条の七の規定に違反して高压ガス保安協会という名称を用いた者

三 第三十一条号以下「旧法」という。)は、廃止する。

2 **附 則 抄**

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める。但し、第七十五条の規定は、公布の日から施行する。

2 **圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法** (大正十一年法律第三十一号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があつた。

るときは、この法律によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行の際、現に旧法第一条の許可を受けて貯蔵室又は貯蔵所を有している者は、第十六条第一項の許可を受けたものとみなす。

5 旧圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令(昭和十一年内務省令第二十三号。以下「旧令」といいう。)の規定により交付された丙種機械主任者免状は、この法律の規定による第三種冷凍機械主任者免状とみなす。

**附 則 (昭和二九年六月八日法律第一六三号) 抄**

1 (施行期日) この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。

2 **附 則 (昭和三一年四月一日法律第六〇号) 抄**

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定められる。ただし、第二条第三号及び第四号、第二十九条第三項、第三十一条、第六十五条、第六十八条、第七十条並びに第七十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

3 この法律の施行前にされた行政の处分等についても、同様とする。

4 この法律の施行前にされた行政の處分等についても、同様とする。

5 この法律の施行前にされた行政の處分等についても、同様とする。

6 この法律の施行前にされた行政の處分等についても、同様とする。

7 この法律の施行前にされた行政の處分等についても、同様とする。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (昭和三八年七月一九日法律第一五三号) 抄**

1 (施行期日) この法律の施行に合格してゐる者は、改正後のこの規定による作業主任者試験に合格してゐるものとみなす。

2 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

**附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄**

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六二号) 抄**

1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

**附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六三号) 抄**

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六四号) 抄**

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六五号) 抄**

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六六号) 抄**

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六七号) 抄**

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六八号) 抄**

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分等についても、同様とする。(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされ裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

**第三条** 通商産業大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

5 設立委員は、前項の認可を申請しようとするが行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

6 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

7 この法律の施行前にされた行政の処分で、不服申立てをすることができない。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (昭和三八年七月一九日法律第一五三号) 抄**

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定、第七十五条の改正規定、第八十条の次に一条を加える改正規定、第八十二条に一号を加える改正規定、第八十四条の次に二条を加える改正規定並びに附則第二条から第七条まで、附則第十二条から第十四条まで及び附則第十六条から第十九条までの規定は、公布の日から、第二十八条の改正規定、第三十二条の改正規定、第二項を加える部分並びに附則第二条から第七条まで、附則第十二条から第十四条まで及び附則第十六条から第十九条までの規定は、公布の日から、第二十八条の改正規定、第三十二条の改正規定、第二項を加える部分、第八十二条第一号の規定、第三十四条の改正規定、第八十一条第三号の改正規定中「第二十八条第一項」の下に「若しくは第三項」に改める部分及び第八十三条第一号の規定中「第二十八条第二項」を「第二十八条第一項」に改める部分並びに附則第十条の規

定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(協会の設立)

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を申請しようとするときは、会員にならうとする者三十人以上の同意を得なければならぬ。

4 設立委員は、設立の準備を完了したときは、会員にならうとする者三十人以上の同意を得なければならぬ。

5 設立委員は、前項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

6 第六条 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時ににおいて会員となつたものとすることによって成立する。

7 第六条 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時ににおいて会員となつたものとすることによって成立する。

8 第六条 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時ににおいて会員となつたものとすることによって成立する。

**第七条** 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十四号)第四条の規定の施行後においては、協会について、

総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定(同項第十二号ニに掲げる業務に關する事務に係る部分を除く。)は、適用しない。

(総務省設置法の適用除外)

**第七条** 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十四号)第四条の規定の施行後においては、協会について、

総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定(同項第十二号ニに掲げる業務に關する事務に係る部分を除く。)は、適用しない。

(経過規定)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定、第七十五条の改正規定、第八十条の次に一条を加える改正規定、第八十二条に一号を加える改正規定、第八十四条の次に二条を加える改正規定並びに附則第二条から第七条まで、附則第十二条から第十四条まで及び附則第十六条から第十九条までの規定は、公布の日から、第二十八条の改正規定、第三十二条の改正規定、第二項を加える部分、第八十二条第一号の規定、第三十四条の改正規定、第八十一条第三号の改正規定中「第二十八条第一項」の下に「若しくは第三項」に改める部分及び第八十三条第一号の規定中「第二十八条第二項」を「第二十八条第一項」に改める部分並びに附則第十条の規

定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十一条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に、改正前の第二十四条の二の規定による届出をして、三千キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化酸素について改正後の同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に改正前の第二十八条第三項の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、液化酸素について改正後の第二十八条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年一二月二八日法律第一四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十五条の改正規定及び第七十八条の二の次に一条を加える改正規定、第二十九条及び第三十一条の改正規定、第五十九条の三十二第五十九条の四の次に一条を加える改正規定、第五十九条の九、第五十九条の十三、第五十九条の十五、第五十九条の十六及び第五十九条の二十八の改正規定、第五十九条の三十二及び第五十九条の三十三の改正規定、第四章の二第五節の前に六条を加える改正規定、第五十九条の三十六の次に一条を加える改正規定、第七十三条の改正規定中製造保安責任者試験及び販売主任者免状に係る部分、第八十五条の改正規定並びに附則第七条、第八条及び第十三条、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 この法律の施行前に改正前の高圧ガス取締法（以下「旧法」という。）第五条第二項の規定による届出をした者は、改正後の高圧ガス取締法（以下「新法」という。）第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む。以下この条及び附則第十五条において同じ。）の事業を行つている者（第一種製造者及び冷凍のため高圧ガスの製造をしている者を除く。）であつて、事業開始の日から三十日を経過していないもの（前項に規定する者を除く。）についての新法第五条

第二項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める日の二十日前までに」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第三十号）」の施行の日から二年間は、この法律の施行の日から二年間を経過する日までに高圧ガスの製造の事業を行うこととなる者（新法第五条第一項第一号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造を規定することとなる者を除く。）であつて、第一項に規定する者以外のものについての新法第五条第二項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める日の二十日前までに」とあるのは、「当該各号に定める日までに」とする。

第四条 この法律の施行前に高圧ガスの製造のための施設については、この法律の施行の日から六月間は、新法第十二条第一項の規定は、適用しない。

第五条 第二項及び第三項に規定する者の高圧ガスの製造については、この法律の施行の日から六月間は、新法第十二条第二項の規定は適用せず、ない。

第六条 本項に規定する第一種製造者は、この法律の施行前に新法第二十七条の四第一項に規定する第一種製造者に相当する者がした

第七条 旧法の規定に基づいて交付された甲種化学主任者免状、乙種機械主任者免状、丙種機械主任者免状、第一種冷凍機械主任者免状、第二種冷凍機械主任者免状又は第三種冷凍機械主任者免状は、それぞれ新法に基づいて交付された甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状とはその代理者とみなす。

第八条 旧法第三十一条の規定に基づいて行われた作業主任者試験に合格している者は、新法第三十一条の規定に基づいて行われた製造保安責任者試験に合格しているものとみなす。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定により危害予防規程の認可の申請書に係る容器であつて、新法第四十五条の二第二

六条第二項に規定する第一種製造者に相当するものについては、同項の規定は、適用しない。

第六条 保安技術管理者及び保安主任者並びにこれららの代理者についての新法第二十七条の第二項、第二十七條の三第一項及び第三十三条第一項の規定については、この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の規定により危害予防規程の認可の申請書に係る容器及び附属品となつたものを除く。が容器再検査に合格した場合における当該容器及び当該容器證明書についての新法第四十九条第四項及び第五十五条の規定の適用については、新法第四十九条第四項中「通商産業省令で定める方式による刻印」とあるのは、「第四十五条の二第一項の刻印及び通商産業省令で定める刻印」とあるのは、「第四十五条の二第一項に定める措置」とあるのは、「第四十五条の二第一項の規定による刻印」とする。

第七条 この法律の施行前に新法第四十九条第二項に規定する附屬品が装置されている容器については、新法第四十八条第一項第三号及び第二項第三号の規定は適用せず、なお従前の例による。

第八条 新法第五十六条の三第一項に規定する特定設備に相当する設備であつて、この法律の施行の際現に着手しているものについては、同項の規定は、適用しない。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十七条第一項の規定による届出をしている機器製造業者の機器の製造については、この法律の施行の日から六月間は、新法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第十条 この法律の施行の際現に新法第四十九条の二第一項に規定する附屬品に相当する容器の二第一項の規定をする場合には、適用しない。

第十一条 新法第五十六条の三第一項に規定する特定設備に相当する設備であつて、この法律の附屬品が装置されている容器については、新法第四十八条第一項第三号及び第二項第三号の規定は、適用せず、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第五十七条第一項の規定による届出をしている機器製造業者の機器の製造については、この法律の施行の日から六月間は、新法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第十三条 協会の附則第一条规定ただし書第二号に定める日の属する事業年度の資金計画についての新法第五十九条の三十二の規定の適用についての規定は、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第三十号）附則第一条ただし書第二号に定める日以後遅滞なく」とする。

第十四条 旧法の規定によつてした処分、手続その他行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項又は第十条の規定により従前の例によることとされる高圧ガスの製造に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一項の規定により危害予防規程の認可の申請書に係る容器であつて、新法第四十五条の二第二

附 則（昭和五三年七月三日法律第八五  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五六年五月一九日法律第四  
五号）抄

（施行期日）  
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二三日法律第六  
九号）抄

（施行期日等）  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次  
の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各  
号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二十九条及び附則第五項から第八項まで  
の規定 公布の日から起算して一月を経過し  
た日

（経過措置）

五 附則第一項第四号に定める日前に着手した軽  
微変更工事（第二十九条の規定による改正後の  
高压ガス取締法（以下この項及び次項において  
「新高压ガス法」という。）第十四条第一項ただ  
し書、第十四条の三第一項ただし書又は第十九  
条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微  
な変更の工事に該当する工事をいう。次項及び  
附則第七項において同じ。）については、新高  
压ガス法第十四条第二項、第十四条の三第二項  
又は第十九条第二項の規定は、適用しない。  
附則第一項第四号に定める日前に軽微変更工  
事について第二十九条の規定による改正前の高  
压ガス取締法（次項において「旧高压ガス法」  
という。）第十四条第一項、第十四条の三第一  
項又は第十九条第一項の許可を受けた者が行  
する当該軽微変更工事に係る施設又は貯蔵所に  
ついては、新高压ガス法第二十条の規定は、適  
用しない。

六 前項に規定する許可を受けていた者であつて  
附則第一項第四号に定める日前に当該軽微変更  
工事に着手したものは、同日前に当該工事に係  
る施設又は貯蔵所につき旧高压ガス法第二十条  
の完成検査を受け、これらが同条に規定する技  
術上の基準に適合していると認められた場合を  
除き、その完成後（附則第一項第四号に定める  
日前に当該工事を完成した場合には、同日後

遅滞なく、その完成の年月日その他の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 次条第一項、第二項及び第九項並びに附則  
第三条第一項、第二項及び第五項、第四条並  
びに第五条第一項、第二項及び第五項の規

下「特殊高圧ガス」という。)を消費している者(次項に規定する者を除く。)に関する当該

|   |  |
|---|--|
| <p>遅滞なく、その完成の年月日その他の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十円以下の罰金に処する。</p> <p>この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b>（昭和五八年五月二十五日法律第五七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から五まで略</p> <p><b>六 第三十二条の規定</b> 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めること（罰則に関する経過措置）</p> <p><b>第十六条</b> この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b>（昭和五九年五月一日法律第二三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（昭和六一年五月一〇日法律第五四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> | <p>8 出をした者は、十円以下の罰金に処する。</p> <p>この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b>（昭和五八年五月二十五日法律第五五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（昭和五八年一二月一〇日法律第五六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>第六条</b> この法律（第九条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b>（平成三年一二月二四日法律第一〇七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）</p> <p><b>第二条</b> この法律の施行の際現に改正前の高压ガス取締法（以下「新法」という）第二十二条第一項の規定による届出を行つたものとみなす。</p> <p><b>第三条</b> この法律の施行の際現に新法第二十四条の申請を行つている者は、改正後の高压ガス取締法（以下「新法」という）第二十二条第一項の規定による届出を行つたものとみなす。</p> <p>（高压ガス取締法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p><b>第三条</b> 高圧ガス保安協会（以下この条において「協会」という。）は、施行日までに、必要な定期款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けるものとする。</p> <p>前項の認可があつたときは、同項に規定する定期款の変更は、施行日にその効力を生ずる。</p> <p>協会は、第四条の規定による改正前の高压ガス取締法第五十九条の四の二第一項及び第二項の規定により政府が協会に出资した額に相当する定期款を、施行日において、国庫に納付しなければならない。</p> <p>この法律の施行の際現に協会の会長、副会長、理事又は監事である者は、それぞれその際第四条の規定による改正後の高压ガス取締法第五十九条の十七第一項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなされる役員の任期を当該定期款に定めなければならぬ。</p> <p>協会は、第一項の規定による定期款の変更をする場合には、前項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなされる役員の任期を当該定期款に定めなければならない。</p> <p>この法律（第九条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b>（平成三年一二月二四日法律第一〇七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）</p> <p>（第三次第一項、第二項及び第九項並びに附則第二項第一項、第二項及び第五項、第四条並びに第五項の規定）</p> <p>第三次第一項、第二項及び第五項、第四条並びに第五項の規定）</p> <p>第三次第一項、第二項及び第五項、第四条並びに第五項の規定）</p> |
|---|--|

下「特殊高圧ガス」という。)を消費している者(次項に規定する者を除く。)に関する当該



条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第二百五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 (国等の事務)

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
 (処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの手続を、これを「改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為とみなす。」

規定期により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分

に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**第一百六十三条** 施行日前においてこの法律による罰則に関する経過措置(手数料に関する経過措置)

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

附則 (平成一九年八月六日法律第二号)

**第一条** (施行期日) 抄

この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条及び第二条の規定、第四条中高压ガス保安法第五十九条の九第六号、第五十九条の二十八第一項第五号、第五十九条の二十九第三項及び第五十九条の三十の規定は、附則第十七条第一項又は第二項の規定により高压ガス保安協会が旧液化石油ガス法第三十九条第一項の試験(以下この条において「検定等」という。)を行う場合については、当該検定等の業務が完了するまでの間

は、なおその効力を有する。この場合において、旧高压ガス保安法第五十九条の二十九第三項中「通商産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣」と、旧高压ガス保安法第五十九条の三十第三項及び第五十九条から第六十五条规定並びに附則第三条から第七十七条及び第七十八条の規定(通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第四条第七十二条号及び第五条第一項の改正規定を除く。)平成十二年十月一日(高压ガス保安法の一部改正に伴う経過措置)施行日前にした保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任については、同条の規定による改正後の高压ガス保安法(以下「新高压ガス保安法」という。)第二十七条の二第六項(新高压ガス保安法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

2 第四条の規定の施行前にした保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の代理者の選任又は解任については、新高压ガス保安法第三十三条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

**第二十九条** 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の高压ガス保安法(以下「旧高压ガス保安法」という。)第二十条第一項ただし書、第三十五条第一項第一号、第四十四条第一項、第五十六条の三第一項又は第五十六条の七第一項の指定を受けている者(以下この条において「指定検査機関等」という。)は、新高压ガス保安法第二十条第一項ただし書、第三十五条第一項第一号、第四十四条第一項、第五十六条の三第一項又は第五十六条の七第一項の指定を受けたものとみなす。この場合においては、新高压ガス保安法第二十条第一項第一号、第四十四条第一項第一項又は第五十六条の三第一項又は第五十六条の七第一項の指定を受けたものとみなす。この場合においては、新高压ガス保安法第二十条第一項第一号、第四十四条第一項第一項又は第五十六条の三第一項又は第五十六条の七第一項の指定を受けたものとみなす。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三十条 旧高压ガス保安法第五十九条の二十八第一項第五号、第五十九条の二十九第三項及び第五十九条の三十の規定は、附則第十七条第一項又は第二項の規定により高压ガス保安協会が旧液化石油ガス法第三十九条第一項の試験(以下この条において「検定等」という。)を行う場合については、当該検定等の業務が完了するまでの間

は、なおその効力を有する。この場合において、旧高压ガス保安法第五十九条の二十九第三項中「通商産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣」と、旧高压ガス保安法第五十九条の三十第三項及び第五十九条から第六十五条规定並びに附則第三条から第七十七条及び第七十八条の規定(通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第四条第七十二条号及び第五条第一項の改正規定を除く。)平成十二年十月一日(高压ガス保安法の一部改正に伴う経過措置)施行日前にした保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任については、同条の規定による改正後の高压ガス保安法(以下「新高压ガス保安法」という。)第二十七条の二第六項(新高压ガス保安法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

2 第四条の規定の施行前にした保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の代理者の選任又は解任については、新高压ガス保安法第三十三条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

**第六十九条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前(製品安全協会については附則第十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費生活用製品安全法の規定の失効前、高压ガス保安協会については附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高压ガス保安法の規定の失効前)にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**第七十条** 附則第一条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

五 附則 (平成一九年二月八日法律第一号)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

**第一条** (施行期日) 抄



正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他等の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告届出提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるもののか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当機関に対して報告届出提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第八条** 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (平成二七年九月一一日法律第六  
六号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十九年六月二一日法律第四二  
号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**三 第二条中自衛隊法第百九条から第百十一条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定** 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則** (令和元年六月一四日法律第三七  
号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

**第二条** この法律(前各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第七条** 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二七年九月一一日法律第六  
六号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十九年六月二一日法律第四二  
号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八  
号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則** (令和四年六月二二日法律第七四  
号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十九条の規定 公布の日

**二及び三 略**

**四 第二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定 この法律の施行の日から起算して三年を経過した日**

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** (令和三年五月一九日法律第三六  
号) 抄 (施行期日)

**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。